

第 11 回 法の下での平等 (1)

【到達目標】 平等の観念について、自由の観念と対比して理解している。形式的平等と実質的平等、絶対的平等と相対的平等、法適用の平等と法内容の平等について、それらの異同を説明することができる。日本国憲法 14 条 1 項後段に掲げられた 5 つの事由の意義について理解している。積極的差別是正措置の意義について、考察することができる。

【事前学修】 自分の身のまわりの事柄で、法の下での平等に関する問題をいくつか取り上げたとうえで、それが法の下での平等との関係でどのように問題であるのかについて説明しておく。

1. 法の下での平等の意義

- ・ 14 条は、国家から不当に差別を受けない権利を個々の国民に保障するだけでなく、国家が国民を不当に差別してはならないというルールをも規定したものである。
- ・ 法の下での平等とは、法適用の際のみの差別の禁止であるのか、それとも、法適用のみならず立法の際の差別の禁止をも含むのか、学説上争いがある。
- ・ 法の下での平等とは、形式的平等を意味するが、実質的平等をも志向しようとする意味であり、また、絶対的平等ではなく、相対的平等を意味する。
- ・ 14 条 1 項後段に列挙された 5 事項（人種、信条、性別、社会的身分、門地）は、例示的なものであって、これ以外の事項についても差別は許されない。

2. 優先処遇と逆差別

- ・ 伝統的に構造的な差別を受けてきた特定のグループを優遇する措置は、実質的平等を実現するためには一定程度は認められるが、行き過ぎた優遇措置はかえって平等原則違反の問題となりうる。

【事後学修】 講義の内容を踏まえて、法の下での平等の意義及び優先処遇と逆差別について整理する。

【次回予告】 次に挙げる尊属殺人罪重罰規定違憲訴訟は、次回に検討する判例である。事件の概要を読んだうえで、刑を免除するとした（その結果、Yは収監されない）第一審の判断と、懲役3年6月の実刑とした控訴審の判断とでは、どちらが妥当であるかについて考えてみよう。

### Reading Assignment 尊属殺人罪重罰規定違憲訴訟

栃木県矢板市に住む女Yは、14歳のときに実父Aから強姦（強制性交）され、それ以降、継続的に姦淫行為が行われていた。Yは、何度か家出を試みるものの、その都度見つけ出されては連れ戻され、Aと夫婦同然の生活を強要されながら、Aとの間に5人の子どもを産んだ。

Yは、1968（昭和43）年8月頃、勤務先の印刷工場で知り合った同僚Bと相思相愛の関係になり、結婚を考えるようになった。しかし、YはAに結婚の許しを求めたところ、Aは、酒に酔っては「出て行くなってお前らが幸せになれないようにしてやる、一生苦しめてやる」、「今から相手の家に行って話をつけてやる、ぶっ殺してやる」などと脅迫したため、YはBとの結婚を断念した。その後、Aは、飲酒し、Yを軟禁状態にして、さらなる暴行を加えた。そして、忌わしい境遇から逃れようとしたYは、同年10月5日夜、酔って寝ていたAを絞殺した。犯行後、Yは直ちに自首した。

1995（平成7）年改正前の刑法は、199条（殺人罪）のほか、200条で、「自己又ハ配偶者ノ直系尊属ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス」と定めていた。検察官は、Yを刑法200条違反（尊属殺人罪）で起訴した。

第一審は、刑法200条は日本国憲法14条に違反し無効であるとして、199条の殺人罪について判断し、過剰防衛を理由に刑を免除した（宇都宮地判昭和44年5月29日判タ237号262頁）。

控訴審は、第一審判決を破棄して、刑法200条を合憲とし、過剰防衛も否認して、心神耗弱による減軽及び酌量減軽により最低限の懲役3年6月の実刑を宣告した（東京高判昭和45年5月12日判時619号93頁）。

これに対して、Yは、刑法200条の平等原則違反を理由に上告した。

#### 平成7年改正前の刑法

199条 人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ処ス

200条 自己又ハ配偶者ノ直系尊属ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス

## Quiz

Q11 次の文章は、平等原則について、先例として引用されることの多い最高裁判所判決の一部である。文中の空欄「ア」～「エ」にあてはまる語句の組合せとして、正しいものはどれか。

思うに、憲法14条1項及び地方公務員法13条にいう社会的身分とは、人が社会において占める継続的な地位をいうものと解されるから、高令（年齢）であるということは右の社会的身分に当たらないとの原審の判断は相当と思われるが、右各法条は、国民に対し、法の下での平等を保障したものであり、右各法条に列挙された事由は「ア」なものであって、必ずしもそれに限るものではないと解するのが相当であるから、原判決が、高令（年齢）であることは社会的身分に当たらないとの一事により、たやすく上告人の・・・主張を排斥したのは、必ずしも十分に意を尽したものとはいえない。しかし、右各法条は、国民に対し「イ」な平等を保障したのではなく、差別すべき「ウ」な理由なくして差別することを禁止している趣旨と解すべきであるから、「エ」に即応して「ウ」と認められる差別的取扱をすることは、なんら右各法条の否定するところではない。

（最大判昭和39年5月27日民集18巻4号676頁以下）

- |    |     |     |     |       |
|----|-----|-----|-----|-------|
|    | ア   | イ   | ウ   | エ     |
| 1. | 具体的 | 形式的 | 客観的 | 事柄の性質 |
| 2. | 例示的 | 絶対的 | 合理的 | 公共の福祉 |
| 3. | 例示的 | 相対的 | 合理的 | 事柄の性質 |
| 4. | 具体的 | 一般的 | 実質的 | 公共の福祉 |
| 5. | 例示的 | 絶対的 | 合理的 | 事柄の性質 |

（平成22年度行政書士試験）